

イ 各種制度の弾力的な運用等

今回の震災では、地震により発生した津波により、被災3県を中心に工場や家屋等の建築物が損壊し、資材、備品、家財道具等あらゆるものが流失した。このため、被災労働者等が労災保険制度や未払賃金立替払制度等を利用するに当たり、申請や請求または調査に必要な書類が揃わないことが想定され、柔軟な制度運営と迅速な対応が求められた。

また、津波により家財等の大半を喪失した被災労働者等が生活再建を図っていく中で、各種制度に関する様々な負担の軽減や支援が必要であった。

① 労災保険給付に係る手続関係

労災保険では、任意様式での労災請求を認めるとともに、医療機関や事業主の証明がなくても労災請求できるよう弾力的な取扱いを行ったほか、全国の労働局と労働基準監督署で労災請求を受け付けることとした。また、資料散逸の場合に対応した事務処理を指示した。

さらに、診療記録等を滅失した場合や、労災指定医療機関からの通常の手続きによる請求が困難な場合でも、円滑に請求が行われるよう事務手続きの弾力化を図った。

(i) 被災地での労災保険の事務処理について通知

東北地方太平洋沖地震に係る業務上外の判断等について、被災地では労災認定のための資料が散逸していることが予想されるため、資料がない場合の事務処理を定めて、労働局に通知し、迅速な労災保険給付を実施することとした（平成23年3月24日）。

(ii) 東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費等の請求の取扱い

労災診療を行った労災指定医療機関等が、被災で診療録等を滅失した場合や、被災地域の労災指定医療機関からの通常の手続きによる請求が困難な場合の労災診療費等の請求方法等について、労働局に通知するとともに、関係団体に対して周知を依頼（平成23年3月30日）。

② 未払賃金立替払制度に係る手続関係

未払賃金立替払制度について、被災労働者の申請負担の軽減のため、申請書類の簡略化を行い、手続の迅速化を実施した。

また、東京電力福島第一及び第二原子力発電所で発生した事故に伴い、避難指示及び屋内退避指示が行われた地域の中小企業に雇用されていた労働者にも当該簡略化の対象を拡大し（平成23年3月30日）、警戒区域、計画的避難区域並びに緊急時準備区域が設定された地域の中小企業に雇用されていた労働者にも当該簡略化の対象を拡大した。（平成23年4月22日）。

③ その他の被災者支援等

- (i) 労働基準関係法令に基づく特定権利利益（労災保険給付の請求やボイラー・クレーン等の検査の有効期間等）に係る満了日の延長と期限内に履行されなかった義務（賃金の支払い等）に係る免責に関する措置を講ずることについて通知。（平成23年3月13日）
- (ii) 中小企業退職金共済制度について、震災直後に掛金納付期限の延長手続や共済手帳の再発行手続の簡素化等の特例措置を実施（平成23年3月17日）。
- (iii) 事業主等を通じて財形持家融資を受け、東日本大震災で返済が困難となった勤労者に対し、その返済負担を軽減するための特例措置（最長3年間の返済猶予等）を実施（平成23年3月17日）。
- (iv) 財形住宅・年金貯蓄について、東日本大震災で被害を受けたことで平成24年3月10日までの間に目的外で払い出した場合に、その子利等を非課税とする「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が公布・施行（平成23年4月27日）。
- (v) 労働安全衛生関係の免許を紛失し、再発行を希望する被災者に対して証明書を発行し、その証明書をもって免許を所持している者として取り扱うこととした（平成23年4月13日）。
- (vi) 震災で多大な被害を受けた地域での労働保険料等の納期限等の延長について、対象地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）等を指定する告示を制定（平成23年3月24日）。

ウ 各種制度の積極的な周知・広報

次のとおり、各種制度等に関する壁新聞、Q&A、パンフレット・リーフレットを作成し、避難所に持ち込み、積極的な周知を行った。

①避難所等への情報伝達、周知・広報

被災された方向けに、健康維持や生活支援、仕事探しなどのための情報を掲載した「生活支援ニュース」の発行、避難所等への配布を開始

第1号（4月5日）、第2号（4月12日）、第3号（4月19日）、第4号（4月26日）、第5号（5月5日）、第6号（5月10日）

発行日：平成23年(2011年)4月12日(火)

厚生労働省 **生活支援** ニュース 第2号

「大切なお知らせをお届けします」

東日本大震災から1か月が経ちました。まだまだ不便な生活を送られていることと思いますが、体調を崩されてはいませんか？「生活支援ニュース 第2号」では、体調を維持するための健康法、生活やしごとの支援のための各種制度などを紹介しています。毎日の生活にぜひお役立てください。

震災で死亡・負傷した方は『労災保険』の対象となります。

仕事中や通勤中に地震や津波に遭い、死亡・負傷した方は労災保険の対象となります。亡くなった方については、遺族年金、または一時金が遺族に支払われます。けがをした方には治療費のほか、療養のため仕事に行けない場合は賃金の約8割相当額の給付などが受けられます。

支払われない給料や退職金は、国が立て替えます。

震災で動いていた会社が倒産し退職された方で、給料や退職金が支払われていない場合は、国が会社に代わって一部を立て替えて替える制度が利用できます。労災保険や「未払賃金立替払制度」については、申請手続きも簡素化しています。詳しくは、労働基準監督署へお問い合わせください。

生活支援ニュース（第2号）

岩手労働局から
雇用・労働
のお知らせです
ご確認ください→

オリジナルの壁新聞
(岩手労働局)

②各種制度ごとの情報伝達、周知・広報

- (i) 「従業員・失業者・訓練受講者向け」と「事業主向け」に、雇用・労働関係の特例措置を取りまとめたリーフレットを作成し、被災地をはじめとするハローワーク、労働基準監督署で配布。
(第1版：3月29日、第2版：4月15日、第3版：5月23日、第4版：10月21日)。
- (ii) 東日本大震災に伴う労働基準法等に関するQ&AとQ&Aのポイントを作成し、労働基準監督署等の緊急相談窓口や避難所等の出張相談時に配布。(Q&A第1版：3月18日、同第2版：3月31日、同第3版：4月27日、ポイント：4月27日)労働基準監督署等の緊急相談窓口や避難所での出張相談時などに配布。
- (iii) 「福島第一原子力発電所事故に係る警戒区域等における休業に関するQ&A」を作成し、福島労働局と同局管内の労働基準監督署等で配布(平成23年5月25日)。
- (iv) 地震・津波に遭遇した場合の労災保険の取扱に関して、被災者やその遺族に分かりやすく説明するための「東北地方太平洋沖地震と労災保険Q&A」を作成し、厚生労働省のホームページに掲載するとともに、被災地をはじめとする労働局と労働基準監督署で配布(平成23年3月24日～)。
- (v) 未払賃金立替払制度について、同制度の申請促進のために、制度の概要や手続について分かりやすく説明したリーフレットやQ&Aを作成し、労働基準監督署等の緊急相談窓口や避難所等の出張相談時に配布(リーフレット：3月30日、4月18日、Q&A：4月5日)。
- (vi) 中小企業退職金共済制度の特例措置について、掛金納付期限の延長手続や共済手帳の再発行手続の簡素化等の特例措置について、独立行政法人勤労者退職金共済機構のホームページに掲載(平成23年3月17日)。
- (vii) 「従業員向け」並びに「事業主向け」に、中小企業退職金共済制度と財形持家融資制度の特例措置を取りまとめたリーフレットを作成し、被災地をはじめとする労働基準監督署等で配布(平成23年3月24日～)。

第1次補正予算成立～（平成23年5月2日～）

エ 労災保険給付、未払賃金立替払制度等の業務の着実な実施

震災から約2か月が経過し、引き続き、避難所等における被災者への労災保険に関する相談対応や労災請求の勧奨、各種制度の周知・広報活動を集中的に行った。

一方で、被災労働者等が、生活再建に向けて徐々に動き出す中、各種救済制度に基づく一層の対策の推進と大震災という特殊な状況下での制度の見直しや事業主の負担軽減のための措置を講ずる等の対応が必要であった。

このような中、特に、このたびの地震・津波により、多数の行方不明者が発生したことから、労災保険給付における行方不明者の取扱いを明確にする等の様々な必要があったため、以下のような取組を行った。

①「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく対応

被災者の救済と生活再建を目的として、5月2日に「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号）（以下「震災特別法」という。）が公布・施行され、次の事項が規定された。

（i）遺族年金の支給等

「死亡」を要件とする遺族年金等※について、1年後の民法の失踪宣告を待たずに、震災から3か月間行方不明であれば、これを支給できることとすることや、労働保険料等の免除の特例等を定めた「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」等が公布・施行、同日付で労働局あて通知（平成23年5月2日）。

東日本大震災による災害で行方不明となった者に係る労災保険給付等（※）の請求があった場合、請求者本人の申立てや第三者の証明等に基づき、行方不明であることの確認を行うことについて、労働局あて通知（平成23年6月9日）。

※労働者災害補償保険法その他、石綿による健康被害の救済に関する法律、中小企業退職金共済法についても同様に措置。

（ii）労働保険料等の免除の特例

平成23年3月11日に、特定被災区域に所在していた事業場が、震災被害で、労働者の賃金の支払に著しい支障が生じている等の場合に、事業主からの申請に基づき、最長で平成24年2月までの1年間、労働保険料等を免除。

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令の一部を改正する政令」の施行から、特定被災区域が追加指定されたこと、追加指定された地域の労働保険料等の免除の特例については、平成23年3月1

日に遡及して適用されることを労働局に通知（平成 23 年 8 月 17 日、平成 24 年 2 月 22 日）。

②その他の被災者支援等

(i) 財形持家融資の特例措置

事業主等を通じて財形持家融資を受け、東日本大震災で返済が困難となった勤労者に対し、その返済負担を軽減するための特例措置を拡充（返済猶予期間を最長 3 年から 5 年に拡充等）（平成 23 年 5 月 25 日）。

被災された勤労者が住宅の取得、補修のために財形持家融資を新たに受ける場合に貸付金利の引下げ等の優遇を行う特例貸付を開始（平成 23 年 7 月 8 日）。

(ii) 中小企業退職金共済制度の特例措置

中小企業退職金共済制度の被災被共済者等に対し確実に退職金を支給するため、その所在を確認し、請求勧奨を行う集中的な取組を独立行政法人勤労者退職金共済機構が開始（平成 23 年 12 月 1 日）。

平成 23 年 3 月 17 日に実施した掛金納付期限の延長等の特例措置を拡充（平成 24 年 3 月 6 日）。

(iii) 定期報告延長

震災発生日に被災地域に住所がある労災保険の遺族（補償）年金等の受給権者のうち、平成 23 年 6 月 30 日までに今年度の定期報告書の提出が求められていたものについて、その提出期限を平成 23 年 8 月 31 日まで延長することを労働局へ通知（平成 23 年 5 月 26 日）。

(iv) 給付基礎日額の特例

労働者が東日本大震災に伴い被災した場合の給付基礎日額の算定について、震災に伴い当該労働者の賃金が低下した後に疾病の発生が確定した場合は、震災発生日を平均賃金を算定すべき事由が発生した日とみなすことを労働局に通知（平成 23 年 5 月 27 日）。

(v) 労災保険のメリット制の特例措置

東北地方太平洋沖地震に伴う業務災害について給付した労災保険給付等については、メリット収支率の算定に反映させないものとする「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則」の特例省令を制定し、その内容について労働局あて通知（平成 23 年 8 月 11 日）。

(vi) 特別加入者の労災保険の補償範囲拡大

特別加入している建設業の一人親方等が復旧・復興作業に伴う工作物の現状回復の事業（除染を目的として行われる高圧水による工作物の洗浄や側溝に溜まった堆積物の除去等を含む。）に従事する際に被った災害を労災保険による補償の対象とする労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、その内容について労働局あて通知（平成 23 年 12 月 27 日）。

(vii) 労働保険料等の納期限等の延長関係

震災で多大な被害を受けた地域での労働保険料等の納期限等の延長について、対象地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）を指定する告示を制定（平成 23 年 3 月 24 日）。

震災で多大な被害を受けた地域での労働保険料等の納期限等の延長措置を講じている対象地域のうち、青森県と茨城県の延長後の納期限等を平成 23 年 7 月 29 日と定める告示を制定（平成 23 年 6 月 10 日）。

震災で多大な被害を受けた地域での労働保険料等の納期限等の延長措置を講じている岩手県、宮城県並びに福島県の地域のうち、その一部の地域について延長後の納期限等を平成 23 年 9 月 30 日と定める告示を制定（平成 23 年 8 月 19 日）。

震災で多大な被害を受けた地域での労働保険料等の納期限等の延長措置を講じている岩手県と宮城県のうち、一部の地域について、延長後の納期限等を平成 23 年 12 月 15 日と定める告示を制定（平成 23 年 10 月 26 日）。

震災で多大な被害を受けた地域での労働保険料等の納期限等の延長措置を講じている宮城県石巻市、東松島市並びに牡鹿郡女川町について、延長後の納期限等を平成 24 年 4 月 2 日と定める告示を制定（平成 24 年 2 月 17 日）。

また、以上を踏まえ、次のとおり対応した。

- a 労働保険料等の免除の特例や納期限等の延長、納付の猶予等について、事務処理要領やQ&Aの作成等を行い、迅速かつ円滑に事務処理が行われるようにした（平成 23 年 5 月 20 日）。
- b 労災保険の遺族（補償）年金や中小企業退職金共済制度の死亡に係る退職金など、死亡を支給事由とする給付等について、震災特別法に基づく特例的な取扱いを実施した（平成 23 年 5 月 2 日）。
- c 労働保険料等の納期限の延長に係る告示の内容について、労働局に、それぞれ通知するとともに、関係団体に周知を依頼（平成 23 年 3 月 24 日、6 月 10 日、8 月 19 日、10 月 26 日、平成 24 年 2 月 17 日）。
- d 緊急時避難準備区域が 9 月 30 日に解除されたことに伴い、労働保険料等の免除の特例に係る緊急時避難準備区域の取扱いについて、労働局に通知するとともに、関係団体に周知を依頼（平成 23 年 9 月 30 日）。
- e 労働保険料等の免除の特例を受けている事業主に対し、労働保険料等の免除の特例措置が平成 24 年 2 月で終了する旨の周知ハガキを送付（平成 24 年 2 月 22 日）。